

2022年8月1日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

新帳票「FB・ANSERサービス取扱手数料のお知らせ」の追加に伴う改定

2. 改定内容

新旧対照表をご覧ください。

改定後の規定は[こちら](#)からご確認いただけます。

3. 改定日

2022年9月1日（木）

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 システム部 佐藤（恒）・小山

電話 019-623-1111（代表）

以上

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」新旧対照表

(下線部分を改正)

改定前	改定後
<p>1.サービスの利用条件</p> <p>(1)「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス」(以下「本サービス」という)とは、本サービスの利用者(以下「利用者」という)が占有管理するパーソナルコンピュータ(スマートフォンを含む)やインターネットブラウザ付の携帯電話等の端末機(以下「端末機」という)を利用し、利用者からの依頼に基づき、利用者が受け取るべき「<u>当座勘定照合票</u>」「<u>振込受付書</u>」を端末機で閲覧可能とするサービスです。</p> <p>(2)(3)(省略)</p> <p>(4)本サービスの対象となる帳票の<u>閲覧可能となるタイミング</u>は以下の通りです。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>なお、①②③の帳票のいずれも閲覧可能な期間は、過去13か月分となります。</p> <p>(5)(6)(省略)</p> <p>2～7(省略)</p> <p>8.本規定の変更</p> <p>(1)当行は<u>本規定の内容を、利用者に事前に通知することなく任意に変更できるもの</u>とします。</p> <p>(2)(省略)</p> <p>9～10(省略)</p>	<p>1.サービスの利用条件</p> <p>(1)「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス」(以下「本サービス」という)とは、本サービスの利用者(以下「利用者」という)が占有管理するパーソナルコンピュータ(スマートフォンを含む)やインターネットブラウザ付の携帯電話等の端末機(以下「端末機」という)を利用し、利用者からの依頼に基づき、利用者が受け取るべき<u>各種帳票</u>を端末機で閲覧可能とするサービスです。</p> <p>(2)(3)(現行通り)</p> <p>(4)本サービスの対象となる帳票<u>および閲覧可能となるタイミング</u>は以下の通りです。</p> <p>①～③(現行通り)</p> <p>④<u>FB・ANSERサービス取扱手数料のお知らせ…毎月3日(暦日)+2営業日目の午後以降</u></p> <p>なお、①②③④の帳票のいずれも閲覧可能な期間は、過去13か月分となります。</p> <p>(5)(6)(現行通り)</p> <p>2～7(現行通り)</p> <p>8.本規定の変更</p> <p>(1)当行は<u>民法第548条の4の規定により本規約の変更をすることができるもの</u>とします。</p> <p>(2)(現行通り)</p> <p>9～10(現行通り)</p>